

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 町 長 | 副町長 | 課 長 | 主 幹 | 担 当 | 合 議 |
| | | | | | |

別記様式第4号

| 会議等結果報告書 | | | |
|----------|---|------|------------|
| 会議区分 | 会議・打合せ・協議 | 文書番号 | 上富総務第725号 |
| | | 決裁期日 | 令和3年11月17日 |
| 名 称 | 第2回指定管理者選定委員会 | | |
| 日 時 | 令和3年11月17日 午前10時00分から11時30分 | | |
| 場 所 | 3階第3会議室 | | |
| 出席者 | 委 員 【1～5 委員】総務課長(委員長)、町民生活課長、保健福祉課長、農業振興課長、会計課長 【6号委員】建設水道課長、教育振興課長、企画商工観光課商工観光班主幹 説明員 建設水道課都市整備担当主幹、教育振興課社会教育班主任 事務局：総務課総務班主幹、主査 | | |

内 容

■委員長あいさつ（省略）

1 指定管理者候補者の応募状況の指定について

事務局：10月22日を期限とし、4施設に次の応募があった。

| | |
|-------------|--------------|
| 見晴台公園 | かみふらの十勝岳観光協会 |
| 吹上温泉保養センター | (株)上富良野振興公社 |
| 日の出公園施設 | (株)上富良野振興公社 |
| 上富良野パークゴルフ場 | (株)シー・エス・ティ |

2 各施設の担当委員について

事務局：規則第6条第1項第6号の規定に基づく「当該公の施設の主管課長」について、企画商工観光課長が副町長の事務取扱となったことから、同条第2項の規定により、商工観光班主幹に変更している。

3 評価から候補者選定までの作業工程(採点評価)について

(1) 候補者選定までの作業について

事務局：応募期間が終了し、各委員に申請書類に基づき採点を行っていただき、総合点数方式による評価とする。

公募によらない施設の見晴台公園については、応募書類に基づく事業者説明及び選定委員からの質疑等を行い、その他公募による施設については、各施設の申請書類の内容を確認したうえで、先に採点したものを確認いただき、最終的な評価採点とし候補者の決定を行っていきたい。

(2) 公募によらない指定管理者の候補者の選定について

委員長：申請者である観光協会事務局長及び課長が出席されているので、このあと申請の概要説明等を行っていただき、委員の質疑等を行う。

観光協会：当該施設は平成19年から管理実績があり、適切な管理運営をしている。

また、国道沿いにあり観光の情報発信に適しており、日ごろから国や北海道と連携しており、来訪者に対して積極的な観光情報の発信や地域のPRに長けているため、施設の活用方針と当協会の目的が合致することから、今回についても申請し、同様な事業展開が可能である。

利用状況については、昨年からのコロナ禍により来訪者は減少しているが、コロナ前には2千人を超える利用者がおり、町のイベントに連携した事業も行っていった。

委員：収支計画書に委託料以外の収入の記載がないが、観光協会に収益はあるのか。

観光協会：現計画には記載していないが、敷地内に農産物の直売施設があり、その利用料分は見込むことはできる。

委員長：質疑が済んだようですので、この後観光協会には、退席いただいて選定審査を行います。

<観光協会退席後>

委員長：所管課長及び担当者がいるので、そのほか質疑等ありませんか。

委員：観光案内所の移設により来訪者が減少し、再度移設の必要性の記載があったが現状は？

担当課長：施設自体の経年による老朽化による移設に耐え得るか不安である。

委員長：質疑等は終了します。各委員の採点に修正する箇所はありませんか。

4 指定管理者候補者の選定（集計結果）について

委員長：そのほかの施設について、施設ごとに確認していきます。担当者が同席していますので、質疑等ありましたらお願いします。

<施設ごとの質疑等終了後>

委員長：質疑等は終了します。各委員の採点に修正する箇所はありませんか。

公募によらない施設を含めて、両事業者とも一定の採点水準にあたり、指定管理者として指定することに支障はないと思われそうですがいかがでしょうか。

各委員：異議なし

委員長：それでは、候補者の選定の決定に入りますが、見晴台公園については、かみふらの十勝岳観光協会を吹上温泉保養センターについては、上富良野振興公社を日の出公園施設については、上富良野振興公社をパークゴルフ場については、シー・エス・ティを指定管理者の候補者として決定してよろしいか。

各委員：異議なし

委員長：それでは選定委員会として、各施設の指定管理候補者として決定します。

5 その他（今後の予定について）

本委員会終了後、各事業者へは事務局から選定結果の通知を送付する。各所管においては、12月定例会の上程議案作成及び起案をすることとなる。

また併せて、議決後においては、各所管で指定通知と協定書を締結することとなる。

以上、閉会 11時30分